

暴力団等排除に係る特約条項

(総則)

第1条 この特約は、この特約が添付される契約と一体をなす。

(契約解除)

第2条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、催促することなくこの契約を解除することができる。

- (1) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 当該契約に関連するその他の契約に当たり、その相手方が第1号から第5号までのいずれか該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 乙が、第1号から第5号までのいずれか該当する者を当該契約に関連するその他の契約の相手方としていた場合（第6号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 前項の規定により契約が解除された場合においては、乙は契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(関係機関への照会等)

第3条 甲は、契約からの暴力団等の排除を目的として、必要と認める場合には、乙に対して、役員等についての名簿その他の必要な情報の提供を求め、その情報を管轄の警察署に提供することで、乙が第2条第1項各号に該当するか否かについて、照会できるものとする。

2 乙は、前項の規定により、甲が警察署へ照会を行うことについて、承諾するものとする。

(不当な要求等に関する通報・報告)

第4条 乙は、暴力団員又は社会的非難関係者から不当な要求行為を受けた場合は、速やかに不当要求の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。